

乳児等通園支援事業の認可・確認について

名古屋市子ども青少年局幼保企画課

乳児等通園支援事業の認可・確認について（要点）

- ◆ 令和7年4月1日に改正された「児童福祉法」において、乳児等通園支援事業が認可事業として位置づけられた。
- ◆ 令和7年度は、補助事業として乳児等通園支援事業を開始。
- ◆ 令和8年度以降は、「子ども・子育て支援法」が改正され、教育・保育施設や地域型保育事業と同様に、認可・確認を受け、公定価格制度において給付される見込み。

乳児等通園支援事業の認可・確認について

<目次>

・乳児等通園支援事業の認可・確認について	4
・乳児等通園支援事業の認可	6
①認可申請手続き	
②令和7年10月1日に向けたスケジュール	
③認可後に行う事務手続き	
・乳児等通園支援事業の確認	9
①確認申請手続き	
②令和8年4月1日に向けたスケジュール	
③確認後に行う事務手続き	

乳児等通園支援事業の認可・確認について

乳児等通園支援事業の位置づけ

＜児童福祉法 第三十四の十五条＞

第二項 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

令和
7
年度

令和7年4月1日に改正された児童福祉法において、家庭的保育事業等と同等の認可事業として位置づけがされました。ただし、令和7年度は公定価格に基づく給付が払われる事業としての位置づけはなく、補助事業として実施。

児童福祉法に基づき
認可



実施要綱に基づき
運営費補助



(令和7年度限定)
乳児等通園支援事業

令和
8
年度
以降

令和8年4月に改正される予定の子ども・子育て支援法に基づき、特定教育・保育施設や特定地域型保育事業と同等の確認を行い、公定価格において給付がされる事業として位置づけられる。

児童福祉法に基づき
認可



子・子法に基づき
確認(給付)



(令和8年度以降)
乳児等通園支援事業

乳児等通園支援事業の認可・確認について

乳児等通園支援事業とその他事業の認可・確認の比較(令和7年度4月時点)

		保育所	家庭的 保育事業等	乳児等 通園支援事業
令和7年度	認可	○	○	○
	確認	○	○	×(※)

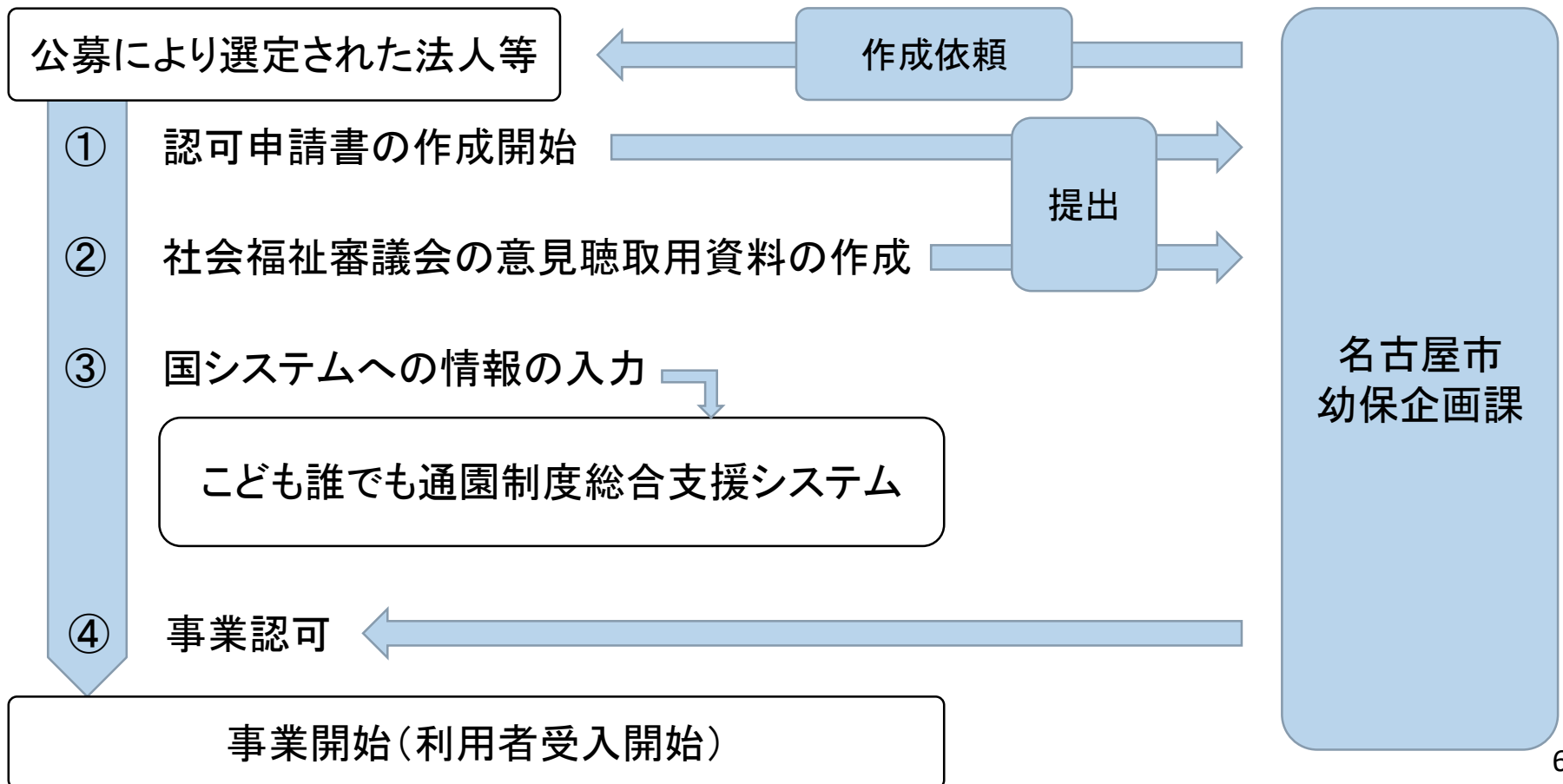


令和8年度	認可	○	○	○
	確認	○	○	○

(※) 令和7年度のみ「名古屋市乳児等通園支援事業実施要綱」に基づき、利用児童1人当たりの運営費補助を実施。

① 認可申請手続き

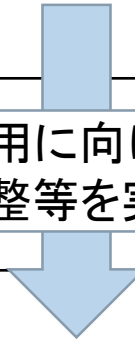
公募により選定された法人等については、事業開始までに認可を受ける必要があるため以下のスケジュールにより申請書の作成、認可に向けた意見聴取のための資料作成などの対応をお願いします。



乳児等通園支援事業の認可

R7～

② 令和7年10月1日に向けたスケジュール(事業者向け)

		提出物(概要)	提出締切(備考)
7月	認可申請書	本事業の定員、実施場所(面積)、職員配置状況、定款・予算書等法人が備えるべき書類など	7月18日(金)
	社会福祉審議会意見聴取用資料	実施する本事業の内容(運営計画や障害児対応の実績、受入体制など)	7月中旬予定
	総合支援システムへの情報入力	事業の開所日、時間日数、予約可能枠数等を登録	～8月上旬まで
8月	利用予約受付開始	利用者から総合支援システムを通じて利用等の申込み開始	 利用に向けた調整等を実施
	利用前面談の実施	総合支援システムを通じて申込みをしてきた利用者と面談、正式に利用手続きへ	
10月	事業開始	総合支援システムを通して予約、利用状況の把握等を行う	

③ 認可後に行う事務手続き

事業開始後においても、以下の手続きが必要となります。
本市においては、原則、専用ポータルサイト(kintone)を使って変更手続きを行います。

認可変更手続き(例)

- ・ 面積変更
- ・ 事業類型の変更
- ・ 運営規程の変更
- ・ 給食に係る体制変更
- ・ 認可定員変更 など

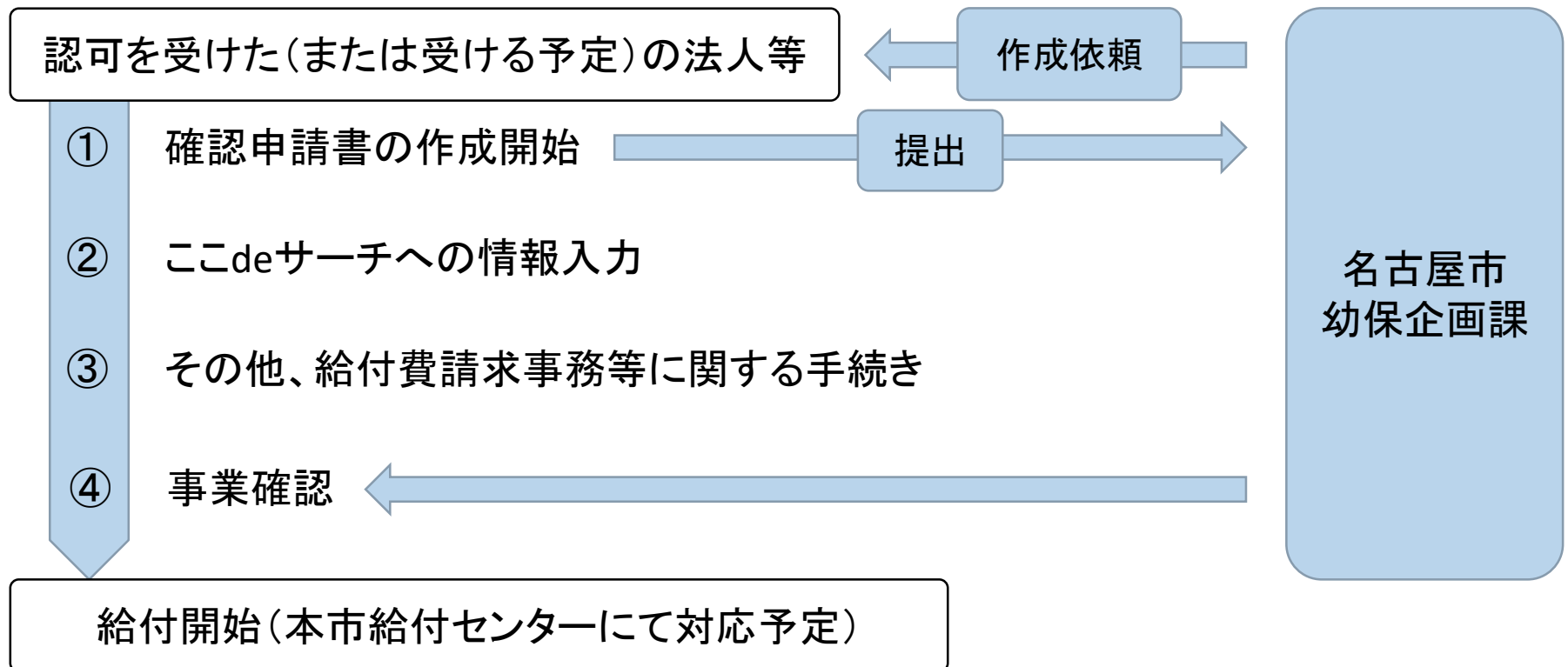
申請イメージ



- 申請に必要なとなる書類がわかりやすい
- 同じ項目を何度も入力しなくてよい
- データ誤送信リスクなし

① 確認申請手続き(予定)

令和8年4月に向けて、給付対象となる施設として確認を受ける必要があるため、以下のスケジュールにより申請書の作成などの対応をお願いします。



② 令和8年4月1日に向けたスケジュール(事業者向け)

		提出物(概要)	提出締切(備考)
令和8年1月頃	確認申請書	本事業の利用定員、重要事項説明書、苦情処理に関する体制、防災に関する計画、その他備えるべき書類など	2月中旬予定
	ここdeサーチ	確認申請の内容(事業所の基本情報)を入力	事業開始前までの早い時期
未定	令和8年4月以降の給付費について	給付費の支払先(口座情報)の登録など、必要な事務については、別途周知予定	

※ 本市が作成する情報提供サイト「ここなご」にも掲載されます。

基本情報は「ここdeサーチ」から転記するため、「ここdeサーチ」に適切な情報を入力し、適宜更新をお願いいたします。

③ 確認後に行う事務手続き

事業開始後においても、以下の手続きが必要となります。本市においては原則「Kintone」を使って変更手続きを行っています。

確認変更手続き(例)

- ・ 面積変更
- ・ 事業類型の変更
- ・ 運営規程の変更
- ・ 給食に係る体制変更
- ・ 利用定員変更 など